

審査報告

議案審査報告書

一件

名

議案第九十二号 昭和四十七年度福生市水道事業会計決算認定

について

二 委員会付託月日

昭和四十八年九月二十日（第三回福生市議会定例会）

三 委員会開会月日

昭和四十八年九月二十一日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を認定すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和四十八年九月二十一日

厚生委員会

委員長 中曾根

実

福生市議会議長

石川信義殿

審査報告

議案審査報告書

一件 名 議案第九十三号 昭和四十七年度福生地区消防組合一般会計決

算認定について

二 委員会付託月日 昭和四十八年九月二十日（第三回福生市議会定例会）

三 委員会開会月日 昭和四十八年九月二十五日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を認定すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和四十八年九月二十五日

総務委員会

委員長 森田 秀雄

福生市議会議長

石川 信義 殿



審査報告

議 案 審 査 報 告 書

一件 名 議案第九十四号 福生市土地開発公社の設立について

二 委員会付託月日 昭和四十八年九月二十日（第三回福生市議会定例会）

三 委員会開会月日 昭和四十八年九月二十六日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

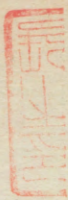
昭和四十八年九月二十六日

建設委員会

委員長 大野 行 夫

福生市議会議長

石 川 信 義 殿





審査報告

議案審査報告書

一件 名 議案第九十五号 町区域の設定について

二 委員会付託月日 昭和四十八年九月二十日 (第三回福生市議会定例会)

三 委員会開会月日 昭和四十八年九月二十六日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和四十八年九月二十六日

建設委員会

委員長 大野 行 夫

福生市議会議長

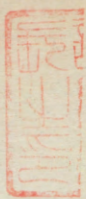
石 川 信 殿





審査報告

議案審査報告書



一件 名 議案第九十六号 市道路線の認定について
二 委員会付託月日 昭和四十八年九月二十日（第三回福生市議会定例会）
三 委員会開会月日 昭和四十八年九月二十六日 午前九時
本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

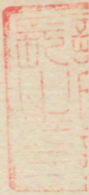
昭和四十八年九月二十六日

建設委員会

委員長 大野 行 夫

福生市議会議長

石 川 信 殿



議案第九十八号

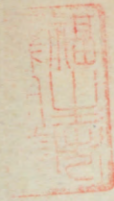
福生市議会委員会条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

昭和四十八年十月二日

福生市議会議長

石川信義殿

提出者	森田秀雄	印
賛成者	岩田博	印
〃	中曾根実	印



福生市議会委員会条例の一部を改正する条例

福生市議会委員会条例（昭和三十九年条例第二十一号）の一部を次のように改正する。
第二条第二号中「下水道課」の下に「、用地課」を加える。

附 則

この条例は、福生市組織条例の一部を改正する条例（昭和四十八年条例第 号）施行の日から施行する。



閉会中の継続審査申出書

一件 名 議案第九十七号 市道路線の廃止について

二 付託年月日 昭和四十八年九月二十日（第三回福生市議会定例会）

本委員会において右事件審査中ではありますが、今会期中に審査を結了することが困難なため閉会中もさらに継続して審査を要するものと決定したので、会議規則第七十条の規定により申し出ます。

昭和四十八年九月二十六日

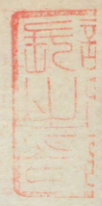
建設委員会

委員長 大野 行 夫

福生市議会議長

石 川 信 義 殿





閉会中の継続審査申出書

一件 名 請願第二号 福生駅東口開発計画に関する請願書

二 付託年月日 昭和四十八年三月二十八日（第一回福生市議会定例会）

本委員会において右事件審査中ではありますが、今会期中に審査を結了することが困難なため閉会中もさらに継続して審査を要するものと決定したので、会議規則第七十条の規定により申し出ます。

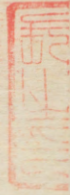
昭和四十八年九月二十六日

建設委員会

委員長 大野 行 夫

福生市議会議長

石 川 信 殿



閉会中の継続審査申出書

一件 名 請願第六号 公衆浴場の公共性に対する福祉行政面からの補助制度実

施方に関する請願書

二 付託年月日 昭和四十八年九月二十日（第三回福生市議会定例会）

本委員会において右事件審査中ではありますが、今会期中に審査を結了することが困難なため閉会中もさらに継続して審査を要するものと決定したので、会議規則第七十条の規定により申し出ます。

昭和四十八年九月二十一日

厚生委員会

委員長 中曾根 実

福生市議会議長

石川信義殿